

兵庫県公報

平成24年12月28日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
人事委員会規則	
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1
○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	2
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	2

公布された法令のあらまし

- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則**（人事委員会規則第6号）
総務事務システム導入による諸手当及び休暇の申請手続の電子化に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則**（人事委員会規則第7号）
任命権者から、新たに職員を派遣する予定の団体がある旨報告があったことに伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

兵庫県人事委員会
委員長 青山善敬

兵庫県人事委員会規則第6号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
第43条の次に次の1条を加える。

(届出又は申出の特例)

第43条の2 第22条の3第5項若しくは第33条の7第1項の規定による届出又は第37条の3第1項の規定による申出は、電子情報処理組織（新行政課の管理に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により職員が電子情報処理組織を使用して第33条の7第1項の規定による届出を行う場合における第33条の8第2項の規定の適用については、同項中「人事委員会が定める様式の単身赴任手当認定簿に記載する」とあるのは「新行政課の管理に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する」とする。

第2条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
第43条の2第1項中「第22条の3第5項」を「第22条の3第2項」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第3条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第51条の次に次の1条を加える。

(届出又は申出の特例)

第51条の2 第21条の3第5項若しくは第32条の7第1項の規定による届出又は第43条の4第1項の規定による申出は、電子情報処理組織（職員の給与に関する規則第43条の2第1項に規定する電子情報処理組織

をいう。以下同じ。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により職員が電子情報処理組織を使用して第32条の7第1項の規定による届出を行う場合における第32条の8第2項の規定の適用については、同項中「人事委員会が定める様式の単身赴任手当認定簿に記載する」とあるのは「新行政課の管理に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する」とする。

第4条 公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第51条の2第1項中「第21条の3第5項」を「第21条の3第2項」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年兵庫県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5章中第27条の前に次の1条を加える。

(請求又は申出の特例)

第26条の2 第23条第1項若しくは第24条第1項の規定による請求又は第23条第2項の規定による申出は、電子情報処理組織(職員の給与に関する規則第43条の2第1項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

(職員の子育て支援に関する規則の一部改正)

第6条 職員の子育て支援に関する規則(平成21年兵庫県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

(請求の特例)

第10条の2 第8条の規定による請求は、電子情報処理組織(職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)第43条の2第1項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成25年4月1日から施行する。



公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

兵庫県人事委員会
委員長 青山善敬

兵庫県人事委員会規則第7号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年兵庫県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第2号の項中第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 社会医療法人製鉄記念広畑病院

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月28日

兵庫県人事委員会
委員長 青山善敬

兵庫県人事委員会告示第8号

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第1条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第15条中「用いて」の右に「、又は電子情報処理組織(規則第43条の2第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により」を加える。

第20条の3の2に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる交通方法に係る経路の距離については、同項各号に定める方法によるほか、電子情報処理組織を使用する方法により測定することができるものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(届出の特例等)

第25条 第13条の2第1項及び第16条第1項の規定による届出は、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 規則第43条の2第1項の規定により職員が同項に規定する届出又は申出を電子情報処理組織を使用して行う場合における第13条の4第8項及び第20条の8第2項の規定の適用については、第13条の4第8項中「住居届及び証明書類」とあるのは「住居届に関する証明書類」と、第20条の8第2項中「当該職員に係る単身赴任手当認定簿を当該職員から既に提出された単身赴任届及び証明書類と共に」とあるのは「当該職員から既に提出された単身赴任届に関する証明書類を」とする。

3 第1項の規定により職員が同項に規定する届出を電子情報処理組織を使用して行う場合における第13条の2第2項及び第3項の規定の適用については、第13条の2第2項中「扶養親族簿(別紙様式第10)に記載する」とあるのは「新行政課の管理に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する」と、同条第3項中「扶養親族簿を異動後の所属長に送付し、扶養親族届及びこれに関する証拠書類」とあるのは「扶養親族届に関する証拠書類」とする。

第2条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「第13条の4第8項」を「第13条の4第5項」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第3条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第15条中「用いて」の右に「、又は電子情報処理組織(職員の給与に関する規則第43条の2第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により」を加える。

第20条の3の2に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる交通方法に係る経路の距離については、同項各号に定める方法によるほか、電子情報処理組織を使用する方法により測定することができるものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(届出の特例等)

第25条 第13条の2第1項及び第16条第1項の規定による届出は、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 規則第51条の2第1項の規定により職員が同項に規定する届出又は申出を電子情報処理組織を使用して行う場合における第13条の4第8項及び第20条の8第2項の規定の適用については、第13条の4第8項中「住居届及び証明書類」とあるのは「住居届に関する証明書類」と、第20条の8第2項中「当該職員に係る単身赴任手当認定簿を当該職員から既に提出された単身赴任届及び証明書類と共に」とあるのは「当該職員から既に提出された単身赴任届に関する証明書類を」とする。

3 第1項の規定により職員が同項に規定する届出を電子情報処理組織を使用して行う場合における第13条の2第2項及び第3項の規定の適用については、第13条の2第2項中「扶養親族簿(別紙様式第9)に記載する」とあるのは「新行政課の管理に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する」と、同条第3項中「扶養親族簿を異動後の所属長に送付し、扶養親族届及びこれに関する証拠書類」とあるのは「扶養親族届に関する証拠書類」とする。

第4条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「第13条の4第8項」を「第13条の4第5項」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程(平成7年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のよ

うに改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

(指定の特例)

第13条 第3条の10第2項の規定による指定は、電子情報処理組織（職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）第43条の2第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

附 則

この告示は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成25年4月1日から施行する。